

昭和六十年十一月二十二日受領
答 弁 第 三 号

内閣衆質一〇三第三号

昭和六十年十一月二十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂田道太殿

衆議院議員沢田広君提出埼玉県の芝川の改修と見沼緑地保存に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員沢田広君提出埼玉県芝川の改修と見沼緑地保存に関する質問に対する

答弁書

一について

芝川においては、将来計画として百年に一回の降雨に対応する治水安全度を確保することとし、当面、時間雨量五十ミリメートル相当の降雨に対応する河川改修を実施しているところであり、今後も財政状況を勘案しつつ計画的かつ着実に事業の進捗を図ることとしている。

二について

芝川において改築が必要である橋りよう等の工作物については、今後とも、その工作物の管理者と十分協議しながら改築を進めることとしている。

三について

御指摘の見沼緑地は、全域が市街化調整区域とされているが、今後の整備、開発及び保全については、埼玉県において、同地域の土地利用に係る基本計画等の調査、検討を行っているところであると聞いている。

四について

芝川の改修に当たっては、地元住民及び関係機関の理解と協力を得ながら、引き続き事業の円滑な推進を図ることとしている。

五について

芝川においては、改修計画に基づき、堤防の嵩上げ等の事業を計画的に実施することとしている。

また、芝川周辺の下水道整備についても計画的に事業を実施することとしている。

六について

市街化調整区域においても、浸水の防除、生活環境の改善、公共用水域の水質保全等を図る上で必要がある地区については、状況に応じ、下水道の整備を進めているところである。

右答弁する。